

令和8年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	継続	福島県	特定被災地方公共団体に対する人口等の特例措置の継続	特定被災地方公共団体に対する人口等の特例について、措置を継続していただきたい。	採用する。 特定被災地方公共団体における避難者の帰還状況等の状況や令和7年国勢調査人口への切替えを踏まえ、令和8年度以降も人口等の特例措置を継続することとする。
2	(省)	継続	京都市（京都府）	大都市の事務・権限等に対応した交付税の算定	三位一体改革以降、交付税の算定は、小規模自治体に手厚い状況が続いていることから、大都市需要等にも配慮した算定方法に見直すこと。	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、教職員の給与負担事務など指定都市に移譲された事務に係る需要額の割増し、消防費や清掃費等について、都市化の度合いに応じた需要額の割増し等を行っている。 令和8年度算定においても、都市部を中心に近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(省)	新規	綾部市（京都府）	地域手当に係る普通態容補正係数の見直し	地域手当の見直しに伴う上昇分について、全額が需要額に反映されるよう、級地区分の見直しに即した算定方法に変更されたい。	採用する。 地域手当の支給割合の差異による給与差については、最新の人事院勧告の内容を反映した地域手当の級地区分に応じて、普通態容補正により算定に反映することとしており、級地区分の変更に伴う支給割合の上昇分が増加需要額に的確に反映されるよう係数の設定方法を見直した。
4	(省)	継続	島根県 川本町（島根県） 美郷町（〃） 海士町（〃） 西ノ島町（〃） 知夫村（〃）	段階補正における割増下限人口の引き下げ	現在多くの費目において適用されている段階補正係数の割増下限人口4,000人について、人口減少の現状に合わせ、適切な算定となるよう引き下げを求める。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 段階補正は人口4千人未満の団体について割増率を一律にするなど算定方法の簡素化等の観点からの見直しを行っているところ。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えているが、算定方法の簡素化の要請もあることから、引き続き適切な係数の設定に努めてまいる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[消防費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	（省）	新規	箱根町（神奈川県）	消防費に係る補正係数について	現在の算定方法では観光客の影響による財政需要が適切に反映されていないため、新たに清掃費のように入湯客数をもとにした補正係数を設定し普通交付税に加算することを求めるもの。	以下の理由により採用しない。 観光客に対する消防に要する経費については、普通交付税で措置すべき普遍的な経費とは言い難い。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	（省）	継続	札幌市（北海道）	道路除排雪経費の実態の適切な反映	除排雪に要する経費については、令和4年度及び令和7年度普通交付税算定において積雪度の補正率が引き上げられているところではあるが、堆積場までの雪の運搬に要する排雪経費、労務単価や機械損料、除雪体制の確保のための待機補償料などの一般財源所要額は増加傾向にあり、基準財政需要額と乖離する状況が続いている。道路除排雪経費に係る実態を適切に算定に反映していただきたい。	採用する。 近年の物価高に伴う燃料費や機械リース料等の増加や、運転手・作業員等の労務単価の上昇等を反映し、措置を充実することとする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[下水道費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(省)	継続	青森県 佐渡市（新潟県）	高資本費対策における経過 年数要件の見直し	下水道高資本費対策における経過年 数要件を見直していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の 見直しを検討しているところであり、こ の内容を踏まえ、交付税措置を検討して いく。
8	(省)	継続	宮城県 石巻市（宮城県） 登米市（ " ） 大崎市（ " ） 滋賀県 甲賀市（滋賀県）	下水道費の投資補正（高資 本費対策）に係る30年未満 要件算定方法の見直し	下水道費の投資補正（高資本費対 策）に係る30年未満要件について、1 事業の中で2以上の処理区域がある下 水道事業については、既定の基準だと 実情に即した投資補正がなされないた め、処理区域単位で30年未満要件を判 定していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の 見直しを検討しているところであり、こ の内容を踏まえ、交付税措置を検討して いく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[小・中学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	(省)	継続	平内町(青森県)	スクールバス運行に要する経費の適切な算定について	小学校費（児童数）及び中学校費（生徒数）の密度補正Ⅰ（スクールバス等）について、学校の統廃合による通学エリアの拡大に伴うスクールバス1台当たりの運行経費を充実していただきたい。	一部採用する。 スクールバスの維持運営に係る経費については、文部科学省の実態調査に基づき、適切に単価を設定しており、令和8年度算定においても、単価の引き上げを行っている。 今後も実態を踏まえた適切な単価設定となるよう努めていく。
10	(省)	継続	佐世保市(長崎県) 沖縄県	就学援助費の準要保護世帯に対する基準財政需要額への適正な反映について	準要保護者に対する就学援助に要する経費は、三位一体の改革によって国庫補助が廃止され、一般財源化分については、現行の密度補正Ⅱにおいては、従来の国庫補助金の算出基礎に準じて補正が講じられている。 準要保護者の認定基準及び援助内容については、全国で統一的な基準はないものの、決算額と基準財政需要額に大きな乖離があるため、実態に即した算定を検討いただきたい。	以下の理由により採用しない。 準要保護児童生徒関係経費については、文部科学省からの地財要望を踏まえて単位費用を積算し、またそのうち一般財源化分については、密度補正Ⅱにより従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を行っており、適切に措置されているものと考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[その他の教育費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(省)	新規	王寺町（奈良県）	学校体育館の空調の光熱費に係る密度補正の算定方法の見直しについて	学校体育館の空調の光熱費に係る密度補正における基礎数値を「設置済学校数」から「設置済棟数」へ見直しをしていただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校体育館の空調光熱費に係る密度補正は、文部科学省からの要望を踏まえ、各学校の体育館の空調設備の設置状況に基づき、標準的な経費を措置するものである。 現行、公立小中学校1校につき1棟の光熱費を標準的な経費として措置しているところであるが、文部科学省と連携しながら、各校（義務教育学校を含む。）の状況を把握するなど、引き続き検討を行う。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[生活保護費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(省)	継続	大阪市（大阪府）	生活保護費における扶助費の全額算入	生活保護行政は法定受託事務であり、国の責務において行うことが必要であることから、国において認証し国庫負担金の算定に用いられている決算額に係る地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 ・扶助単価において各団体の実績単価を反映すること ・生活保護費において過大・過少分を翌年度精算すること	一部採用する。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[社会福祉費、こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
13	(省)	新規	近江八幡市（滋賀県）	社会福祉費の密度補正に係る当該団体の障害福祉サービス利用者1人当たりの単価を反映した算出方法への変更について	社会福祉費の密度補正について、当該団体の障害福祉サービス（居住系・日中活動系・訪問系サービス）利用者の1人当たり単価を反映した算出方法としていただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。 障害者自立支援給付等の支給については、国の予算措置等の状況を踏まえ、標準的な単価を設定した上で、密度補正を講じている。 実績単価を反映することについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。
14	(省)	継続	大阪市（大阪府）	障害者自立支援給付及び障害児通所給付にかかる財政需要の適切な算入について	障害者自立支援給付等の支給については、その地方負担額については各団体の財政需要に適確に算入される必要があるが、需要額の算定において各サービスの単価が適切に反映されていない。 そのため、密度補正の算定において、各サービスを集約することなく、個別サービスごとに単価を設定のうえ、サービス利用者数に応じた補正を行うこととされたい。 また、サービス利用者1人当たり単価の算入にあたっては、単価差が生じないように実績単価を反映することとされたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。 障害者自立支援給付等の支給については、国の予算措置等の状況を踏まえ、標準的な単価を設定した上で、密度補正を講じている。 サービス分類を細分化し単価を設定することや実績単価を反映することについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(省)	継続	札幌市（北海道）	精神障害者通院患者医療費における地域の実態を踏まえた算定	精神障害者通院患者医療費について、各団体における人口一人当たりの公費負担額総額やレセプト件数、支給認定件数には大きな格差があり、多額の算入過不足が生じているため、統計数値を用いた補正を行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。精神障害者通院患者医療費については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を算入しており、都道府県分は単位費用において、指定都市分は普通態容補正（権能差）において算定している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(省)	継続	札幌市（北海道）	指定難病の特定医療費の交付税措置にかかる補正係数の創設	指定難病の特定医療費について、多額の算入不足額を生じているため、人口当たりの指定難病患者数等の統計数値を用いた補正を行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。特定医療費の支給に要する経費については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を算入しており、都道府県分は単位費用において、指定都市分は普通態容補正（権能差）において算定している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(法)	継続	小田原市（神奈川県） 箕面市（大阪府） 伊丹市（兵庫県） 豊岡市（"） 三木市（"） 小野市（"） 加西市（"） 朝来市（"） 宍粟市（"） 福山市（広島県）	公立病院の施設整備に係る 建築単価の見直し	近年、建築資材や労務単価等の上昇により、急激に建築単価が上昇している中、令和8年度においてもさらなる建築単価の上限の引き上げを行うこと。	採用する。 最近の公的病院の建築単価の上昇等を踏まえ、令和8年度においても、交付税措置の対象となる建築単価の上限を引上げることとする。
18	(法)	継続	小田原市（神奈川県）	公立病院の運営経費に係る 措置単価の見直しについて	令和7年度の交付税算定において、病床当たりの措置単価を760千円に引き上げられたが、今後も更なる運営経費の上昇が見込まれるため、引き続き実勢を踏まえた継続的な見直しを行っていただきたい。	採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。 令和8年度においても、地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金について所要額を計上し、令和7年度に引き続き、普通交付税における病床当たりの措置単価を引き上げることとする。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
19	(省)	新規	佐渡市 (新潟県)	統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口における統合後の激変緩和措置の減額の廃止と財政措置の継続	激変緩和措置を統合後 6 年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持いただきたい。	以下の理由により採用しない。 簡易水道事業は、一般的に経営基盤が脆弱であることから、建設改良に係る交付税措置を講じている一方、上水道事業では、建設改良に対する交付税措置は講じていない。 簡易水道事業の統合後、上水道事業と位置づけられた場合、本来であれば建設改良に係る交付税措置は講じられなくなるところであるが、施設の統廃合等による統合の効果が発現するまでには一定の期間が必要であることを踏まえ、平成 28 年度から、旧簡易水道区域の簡易水道の給水人口に基づく建設改良に係る普通交付税措置について 10 年間の激変緩和措置を講じている。 なお、自然条件などのやむを得ない事由により建設投資が割高となり資本費が極めて高い水道事業に対しては、他団体との料金格差の縮小に資するため、高料金対策として地方財政措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	（省）	継続	熊本県	感染症等対策費（予防接種事業）に係る交付税措置の拡充について	感染症等対策費で措置されている予防接種費用について、現行の算定方法ではA類疾病接種対象人口（主に14歳以下）に応じた財政需要を的確に反映できていないことから、当該費用に係る補正の拡充や特別交付税措置など、措置内容の見直しを求めるもの。	以下の理由により採用しない。 A類・B類疾病の予防接種に係る経費については、測定単位である人口に基づき、所要額を適切に算入している。 また、予防接種の対象者は、疾病により年齢等の要件が多岐にわたるものであり、一部の年代の人口を指標として補正を講じることが適当であるかについては、慎重な検討が必要である。 さらに、新たな補正措置については、算定の簡素化等の観点を踏まえ、慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
21	(省)	新規	船橋市(千葉県) 豊中市(大阪府) 枚方市(") 東大阪市(")	児童相談所設置後2年間の 児童福祉司の加配に要する 経費の算入について	児童福祉司の加配に要する経費については、前々年度の虐待相談対応件数に応じて算定されている。よって、中核市が児童相談所を設置した2年間は当該経費が措置されないため、見直しを図られたい。	採用する。 児童相談所設置から2年間の児童福祉司等の数について、児童相談所を開設する市と都道府県との間で、前々年度の虐待相談対応件数の取扱いについての協議が行われた場合に、その取扱いに準じた算定を行うこととしている。
22	(省)	継続	横須賀市(神奈川県) 八幡市(京都府) 尼崎市(兵庫県)	児童扶養手当に係る密度補 正の見直し	児童扶養手当については、児童扶養手当全部支給者の人数により市町村負担額に差が発生しているため、新たに補正係数を設定し普通交付税に加算していただきたい。	以下の理由により採用しない。 児童扶養手当の算定にあたっては、地方負担額と全部支給者と一部支給者の合計数に十分相関が見られるため、標準的な単価を設定した上で算定を行っているところである。 なお、児童扶養手当の支給金額については、児童扶養手当法に基づき、所得の状況や児童数などの要件により細かく設定されている点や算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
23	(省)	継続	大阪市(大阪府)	児童扶養手当の適実算入	児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うものである。 従って、地方負担額については、H18年度の三位一体の改革における負担割合の変更により発生する地方負担額（増加需要額）に限定することなく、三位一体の改革前における地方負担分（1/4）の需要額も含めた全額に対して、受給者数を基礎とした密度補正を行うこととされたい。 上記取扱いにより、算定の簡素化が図られるとともに、財政需要が客観的・合理的に捕捉されるものと考えらる。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 児童扶養手当に関する密度補正は、三位一体の改革による国の負担割合の変更に伴う地方負担の増加分について必要となる財源を適切に確保するとともに、地方団体間の財政力格差を拡大しないよう特別に適用しているものである。 三位一体の改革における負担割合の変更により発生した地方負担額以外の部分についても密度補正を講じることについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。
24	(省)	新規	吉野ヶ里町(佐賀県)	施設型給付費に係る人員数の算定基準日の見直し	こども子育て費の算定については、例年特に苦慮しているところであるため、適切な報告業務の実施のため、人員数の算定基準日をn年4月1日からn-1年4月1日へ変更していただきたい。	以下の理由により採用しない。 算定事務の負担の軽減は重要な観点であるものの、施設型給付の財政需要は、保育所等の新設や改変を含む人員数の異動により毎年度の各地方団体の財政需要への影響が大きいことから、引き続き当該年度の人員数を用いて算定する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
25	（省）	継続	日光市（栃木県）	地方自治体が設置する介護施設等の密度補正算入（高齢者保健福祉費）について	高齢者保健福祉費において「介護施設等数」を密度補正等に算入すること。	以下の理由により採用しない。 介護給付費負担金については、その所要額を単位費用に算入した上で、介護サービス受給者数に応じた密度補正を講じており、適切に算定を行っているところ。 介護施設等数の多寡に応じて、介護保険に係る地方団体の財政需要が増減することは必ずしも明らかではなく、新たな密度補正措置の創設については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえる必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[清掃費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(省)	新規	北杜市(山梨県)	別荘地や二地域居住者が多い地域（以下、「二地域居住地」とする）における財政需要に対する補正項目の創設	別荘地や二地域居住地では、住民以外の利用者にもごみ処理等の行政サービスが必要であるが、測定単位に用いられる国勢調査人口は常住者のみを対象としており、さらに、これらの地域特有の財政需要を補正する項目が存在しないため、地域の実態を十分に反映できていない。 別荘地や二地域居住地を抱える自治体の財政負担を適切に捕捉するために、住宅・土地統計調査における「二次的住宅数」を活用した密度補正を創設されたい。	以下の理由により採用しないが引き続き検討する。 ごみ処理等に要する経費が増加するかどうかは、「二次的住宅」（別荘等）の数ではなくその利用状況次第であり、「住宅・土地統計調査」における二次的住宅数と各地方団体の財政需要の相関関係については慎重に検討する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
27	(省)	新規	富山県 福井県 高槻市（大阪府） 守口市（ " ） 富田林市（ " ） 摂津市（ " ） 四條畷市（ " ） 西宮市（兵庫県） 南あわじ市（ " ） 播磨町（ " ） 玉野市（岡山県） 瀬戸内市（ " ） 赤磐市（ " ） 美作市（ " ） 浅口市（ " ） 西栗倉村（ " ） 松野町（愛媛県）	ガバメントクラウド以外のクラウド環境で構築された標準準拠システムのクラウド利用料等への普通交付税措置について	自治体情報システムの標準化に伴うクラウド利用料及び関連する費用に講じられている地方交付税措置について、ガバメントクラウド以外のクラウド環境を利用する場合についても対象とされたい。	一部採用する。 標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、令和8年度より、人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分に対し、普通交付税において標準準拠システムへの移行状況に応じた措置を講じることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(省)	新規	北海道 島根県 明日香村(奈良県) 島根県全市町村	地方公共団体情報システム 標準化に対する地方財政措 置	地方公共団体情報システム標準化につ いて交付税など財政措置の拡充を求め る。	一部採用する。 標準準拠システム・ガバメントクラウ ド移行後のシステム運用経費について は、令和8年度より、人件費・物価の増 加等の外的要因等による恒常的な経費の 増加分に対し、普通交付税において標準 準拠システムへの移行状況に応じた措置 を講じることとしている。併せて、デジ タル庁において、各種施策を講じてもな お一時的に増加する運用経費に対し、国 庫補助事業として、地方公共団体情報シ ステム運用最適化支援事業費補助金が創 設されている。
29	(省)	新規	熊本県	人口急減補正の適正な算定	令和8年度算定から、令和7年国勢 調査が用いられるが、多くの団体で人 口が減少し、特に過疎地域の被災団体 では人口減少が著しい。行財政運営の ソフトランディングの実現のため、人 口急減補正による適切な需要の捕捉を 求めるもの。併せて、国政調査実施の タイミングにかかわらず、災害等の非 常事態において捕捉困難な需要（復興 事業）を一定程度考慮できる仕組みの 導入を求めるもの。	一部採用する。 人口が急激に減少した団体に対する激 変緩和措置である人口急減補正について は、令和7年国勢調査人口を踏まえて、 引き続き措置を講じることとしている。 また、お示しの復興事業に要する経費 については、それぞれの事業の内容に応 じ、国庫補助や地方債措置が講じられて いるもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
30	(省)	継続	鹿児島県 三島村（鹿児島県）	普通態容補正Ⅲ（隔遠地補正）における「級地による補正率」の見直し	人口数百人程度の小規模離島団体、特に複数離島からなり、更には役場本庁舎が行政区域外の島外にある団体については、団体規模が小さいこと及び地理的条件が著しく不利であることにより割高になる測定単位当たりの経費を、基準財政需要額の算定に的確に反映する必要がある。 現行の隔遠地補正ではこのような小規模離島団体の経費増嵩度合いの特殊性が十分反映されていないため、級地による補正率の特例を設けるべきである。	以下の理由により採用しない。 離島等の隔遠地に所在する市町村について、隔遠地にあることによって増加する旅費、通信運搬費及び投資的経費等の経費を基準財政需要額の算定に反映するため、隔遠地であることの度合に応じた「級地による補正率」のほか、小規模団体に配慮した「人口段階による補正率」、「人口減少数による補正率」及び属島（当該市町村役場がある島以外（役場が本土にある場合は本土以外）の島しょ）がある団体に配慮した「属島に係る補正率」を講じている。 なお、「属島に係る補正率」については、令和3年度に経費の実態等を踏まえ、補正の拡充を行ったところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(省)	継続	仙台市(宮城県) 京都市(京都府) 大阪市(大阪府) 守口市(")	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入	事業所税は基準財政収入額及びそれに係る基準財政需要額の算入を行わないようにすべきと考えるが、現行制度が維持するとしても、事業所税収入見合いの需要額を全額捕捉されるよう、算入額を確実に引き上げられたい。	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 事業所税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況と他費目での算入状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げ、適切に措置されているものと考えている。
32	(省)	継続	大阪市(大阪府)	事業所税見合いの需要に係る算定方法	事業所税見合いの需要は、人口区分に応じた単価を用いて算定されているが、人口と事業所税額については必ずしも連動するものではなく、その算入率については、団体ごとに大きく乖離が生じている。事業所税収入見合いの需要額の算定にあたっては、人口よりも事業所税額と相関関係がある、事業所数や昼間人口に応じた単価を用いて算定するなど、各団体の算入率に大幅な乖離が出ることをないよう、公平な算定方法にしていだきたい。	以下の理由により採用しない。 人口と事業所税を使途とした見合いの需要との間には、一定の相関関係があるため、引き続き人口に基づき単価を設定する。 算定方法の見直しについては、算定の簡素化や、基準財政需要額がそれぞれの地方団体の財政支出ではなく標準的な経費を算定するものといった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[公債費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
33	(省)	新規	埼玉県	災害復旧事業債における普通交付税措置率の見直し	災害と同様に未然に防ぐことが困難な廃棄物処理施設及び市町村庁舎等の火災については、災害時と同様の手厚い元利償還金への普通交付税措置を講ずること。	以下の理由により採用しない。 地方公共団体においては、地方財政法第 8 条の規定を踏まえ、公共用施設を良好の状態で管理する趣旨から火災保険に付しているものであり、火災に際して保険金収入があるため、火災復旧事業債は、保険金が支払われるまでの当面の資金繰りとしての性格を有するものであり、資金手当としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
34	(省)	継続	紀宝町（三重県）	各市町村の災害リスクに応じた補正係数の新設	普通交付税においては、消防団による地域防災活動は「消防費」、防災訓練や計画策定費は「包括算定経費（人口）」により算定されているものの、地域毎の災害リスクの軽重による取組の度合いや、施策充実に係る経費については十分反映されていないと考えられるため、自治体が自主財源により、防災への取組を強化できるよう、補正係数を新設されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の算定に用いる指標については、算定の正確性や公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な指標であり、各地方団体ごとにデータが存在していることが必要であるとともに、当該データが各地方団体の財政需要と相関があると認められることが必要である。 なお、防災関連経費については、普通交付税措置に加え、特別交付税において各地方団体の実態に応じて措置されている。